

原発積極推進の第7次エネルギー基本計画(案)に反対しよう

乾式貯蔵施設の設置を阻止し、老朽原発の運転を止めていこう

- 京都府7市町のアンケート結果を基に、自治体申入れを進めよう
- キャスクの設置場所では断層調査が実施されていない。基準規則に反する

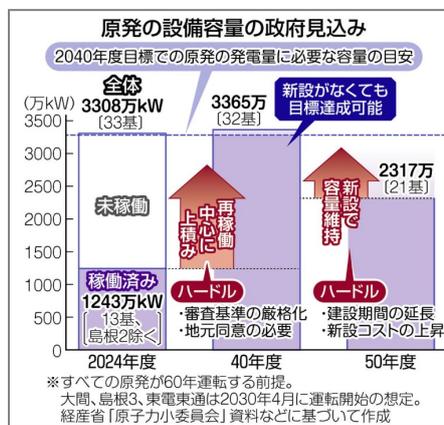
1. 衰退産業の原子力を延命させるための原発積極推進計画に反対を

経産省の総合資源エネルギー調査会・基本政策分科会は12月17日、第7次エネルギー基本計画(原案)を会合で示した。これまで曲がりなりにも掲げてきた「原発依存度の低減」をあっさり投げ捨て、原発積極推進に大きく舵を切ろうとしている。原発の60年運転、再稼働していない原発の稼働、新型原発のリプレースにいたっては「廃炉原発と同じ敷地内でのリプレース」という条件も取り払い、電力会社の他の原発敷地でも可能とする。新型原発の建設には1兆円以上が必要となるため、電気料金に上乗せした支援策も見込んでいる。

延期が続く六ヶ所再処理工場については、「官民一体で責任を持って取り組む」と明記し、50年先のむつ中間貯蔵の使用済燃料も「六ヶ所再処理工場へ搬出」としている。さらに技術的目途もないままに使用済MOX燃料の再処理も六ヶ所で実施すると無理筋も甚だしい。「中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進」等々。

これら原発推進の背景には、すべての原発が60年運転を実施しても、2040年度以降に原発は縮小し、原子力に先がないこと、人材確保もままならず、サプライチェーンも確保できないという衰退産業の危機感がある。それは同時に、住民への危険の押し付けに他ならない。

経産省は「エネ基本計画」の案を年内にとりまとめ、パブリックコメントを経て来年2月頃には確定しようとしている。全国から反対の声をあげていこう(7頁)。



2024年12月18日 東京新聞より

★国相手の大飯原発裁判(大阪高裁) 第8回口頭弁論 破砕帯と地震動の過小評価
2025年1月17日(金)14:15 大阪地裁 202号法廷/ 終了後に報告会 島根ビル9階
先着順です。13:45頃には、手荷物検査を受けて、法廷に入ってください。

目次

- ▼乾式貯蔵を阻止し老朽炉の停止を・・・p1
- ▼京都府北部のアンケート結果・・・p4
- ▼(投稿)戸別訪問に参加・・・p6
- ▼エネ基本計画に反対を・・・p7
- ▼乾式貯蔵の新たな問題(地盤)・・・p8
- ▼(投稿)能登半島地震と避難・・・p.10
- ▼滋賀県防災訓練の監視行動・・・p.12
- ▼(投稿)避難者が居住の権利を求め控訴・・・p.13
- ▼矛盾の根源は壇ほか式を第2ステージでも適用していることにある・・・p.14
- ▼1月17日裁判の案内・・・p.16

原発推進は同時に使用済燃料という核のゴミを大量に生み出す。その「処分」は、中間貯蔵や原発敷地内の乾式貯蔵という新たなゴミ捨て場探しとなる。核のゴミ捨て場探しを止めて、原発の運転停止へと進もう。パブコメと同時に、各地で乾式貯蔵などに具体的に反対していこう。

2. 京都府 30km 圏内の住民アンケート結果を基に、乾式貯蔵反対を求めよう

関電の使用済燃料の乾式貯蔵計画は、老朽原発の運転を継続し、立地地元を核のゴミ捨て場にする。避難計画を案ずる関西連絡会は、住民の声を可視化するため、戸別訪問・アンケート調査を実施してきた。住民の声に根ざして、反対の声を強めるためだ。高浜原発から 30km 圏内の京都府 7 市町で、世帯数の約 5 % を目標とし、6 月から 11 月にかけて、のべ 17 回・73 人が参加した。大阪・兵庫からは電車や高速バス、自家用車等で片道 3 時間近くかけて、炎天下の夏にも一軒一軒を回ってきた。留守宅やアンケートを断る世帯もあったため、目標を超える 857 枚のアンケートを集めるのに、2～3 倍の世帯を訪問してきた。30km 圏内の宮津市では「原発なしで暮らしたい宮津の会」が中心になり、戸別訪問と合わせて友人・知人に協力してもらい取り組んできた。(4、6 頁)

アンケート結果は、①「乾式貯蔵の計画を知らない」「住民に説明すべき」が 8 割。原子力の情報がいかに住民に知らされず、置き去りにされているかを示している。②乾式貯蔵に「反対」と「先に搬出先等を決めるべき」を合わせると約半数。核のゴミをこれ以上増やしてはならないとの意思表示であり、搬出先も貯蔵期間も明らかにしない関電の進め方への批判だ。③古い原発の運転継続には半数以上が「反対」。④原発震災時に避難や屋内退避は「できない」が約半数。能登半島地震の被災地の状況を思い浮かべながら、高齢のため、山間部の地域では避難道が 1 本しかないため等の意見も書かれていた。「できる」は約 1 割。「分からない」も 4 割あり、高齢者は、家族がいれば避難できるが、一人の時はできない等と迷いながらの回答だった。⑤住民と会話するなかで「これ以上子や孫に核のゴミを残したくない」という声を多く聞いた。

アンケート結果に示された住民の声を尊重するように自治体に伝え、乾式貯蔵推進に歯止めをかけていこう。12 月 24 日には京都府に申入れを行う。年明けにもアンケートを実施した市町や福井県等への申入れも進めていこう。

3. キャスクは「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」(基準規則 3 条 3 項) の確認はなされていない

高浜原発の乾式貯蔵施設の審査が続いている。これまでも、積雪で給気口が塞がれる問題や、急峻な崖の下に設置することによる土砂災害による冷却機能の喪失問題、狭い敷地に貯蔵設備をぎゅうぎゅう詰めに配置するために、異常が生じたキャスクの取り出しに 3 か月もかかる等の問題を指摘してきた。

さらに新しい問題が浮上している。耐震重要施設と同様に、キャスクは「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」ことが設置許可基準規則 3 条 3 項で定められている。

11 月 28 日の審査会合で、この問題について規制委・規制庁から問題提起があった。杉山委員

< 設置許可基準規則 3 条 3 項 >

耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。

や規制庁は、「ただし」以降の表現について、変位が生じることが前提になっているが、そもそも第1文「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」ことを評価すべきではないのかというものだ。規制庁の審査チームで結論が出ない場合は、規制委員会で議論してもらうことになるとも指摘し、規制庁の金城氏は「既許可のデータも使って検討してほしい」と最後に述べ、関電も一応「検討する」と答えた。

関電はこれまで、「兼用キャスクを基礎等に固定せず、緩衝体の装着等でキャスクの蓋部が金属部へ衝突しない方法で設置する」ため、基準規則の解釈等により「乾式キャスクの基礎地盤の評価は不要」としている（2024年11月15日審査会合 資料1、6頁）。

しかし、関電が引用する「基準規則解釈 別記4」でも、「安全機能が損なわれないものとする」と記しているだけで、地盤の変位の調査を実施しなくてもいいとはなっていない。

関電は、既許可の調査でも、設置場所では破砕帯・断層の評価を実施していない。また、キャスク設置面でのボーリング調査では、斜面のすべり安定性等しか評価対象としていない。さらに、敷地の二次元反射法探査では、設置場所での調査はやっていない。

12月19日の審査会合で関電は、地盤の調査は行わず、地盤の変位を前提として、キャスクの安全性を評価し直すと説明した。杉山委員は、どこまで確認すれば合格なのかの答えはまだ持っていないと返答した。50年近く使用する貯蔵用キャスクで、地盤の変位を調査しないというのは、許されない。基準を順守して、キャスク設置場所の断層調査を実施するよう求めている（8頁）。

4. 乾式貯蔵の次の焦点は、来年2月の福井県議会。反対の声を強めよう

六ヶ所再処理工場の2年半の延期に伴い、日本原燃は12月13日に再処理工場の「暫定操業計画」を公表した。

(1) 六ヶ所再処理施設の暫定の操業計画（処理可能な年間再処理量）

年度	2025		2026		2027		2028		2029	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
再処理可能量 (トU _{pl}) ※1	-		0		70		170		90	
	-	-	-	0	0	70	60	110	0	90
プルトニウム 回収見込量 (トPu) ※2	-		0		0.6		1.4		0.7	
	-	-	-	0	0	0.6	0.5	0.9	0	0.7

使用済燃料のせん断開始は2027年度下期（2027年10月～2028年3月）からで、前回の計画より2年以上遅くなっている。また、ガラス溶融炉は1系列目のリプレースを2027年度から2028年度に開始し、もう一系列の当面リプレースしない溶融炉も運転を停止するために2027年度は再処理量が低下すると注釈に記している。

関電はこの「暫定計画」を受け、同日12月13日に福井県に対し新たな使用済燃料対策の工程表（ロードマップ）を今年度内に示すと改めて表明した。福井新聞では、「関電の使用済燃料の六ヶ所再処理工場への搬出開始時期は28年度からの想定となる」と報じている（12/14福井新聞）。

福井県の12月議会では、乾式貯蔵については大きな議論にはなっていない。12月16日の厚生委員会では、関電が新たに出す工程表について「実現性を確認する」、2030年頃の中間貯蔵の実現性について「時間的に絶対にできないだろうと思っている」等の意見が出ている。そして、来年2月の定例議会の開会日までに新工程表を提示するよう求めている。福井県議会は12月24日最終日の本会議を残すだけとなっている。

福井県の12月議会では、乾式貯蔵については大きな議論にはなっていない。12月16日の厚生委員会では、関電が新たに出す工程表について「実現性を確認する」、2030年頃の中間貯蔵の実現性について「時間的に絶対にできないだろうと思っている」等の意見が出ている。そして、来年2月の定例議会の開会日までに新工程表を提示するよう求めている。福井県議会は12月24日最終日の本会議を残すだけとなっている。

乾式貯蔵については、2月議会（2月中旬頃に開会）が焦点になる。アンケート結果や、乾式貯蔵の新たな問題点などを広く宣伝し、福井県と県議会へも働きかけを強めていこう。福井の運動と連携を強めていこう。福井県知事の事前了解に反対し、乾式貯蔵の建設を止めよう。